

南房総市若年がん患者在宅療養生活支援事業

南房総市では、若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、介護保険の対象ではない40歳未満のがん患者の方が居宅サービスを利用する際に、その費用の一部を助成します。

【助成の対象となる方】

(次のすべてに該当する方)

- 1 南房総市に住所を有する40歳未満の方
- 2 がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したことにより治癒を目的とした治療を行わない方に限る。）

【対象となるもの】

○訪問介護（ホームヘルプ）

○訪問入浴介護

○福祉用具貸与

例：車いす（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり・スロープ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助杖、移動リフト（つり具を除く）など

○福祉用具購入

例：腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具など

※上記以外のもので対象かどうか不明なものは、お問い合わせください。

※他の事業（医療保険を含む）において、上記と同様のサービスを受けることができる方は対象外となります。

【助成金額】

○1 か月あたりのサービス利用料に対し、上限6万円を基準とし、サービス利用料の9割相当額を助成します。（1割は自己負担）※生活保護を受けられている方は、最大6万円を助成します。

○助成金は償還払いとなるため、サービス利用料は、いったんは、全額負担していただきます。また、南房総市からの助成額の上限は、最大で1か月あたり5万4千円になります。助成額を上回る利用料については、ご本人の負担となります。

【申請から助成金交付までの流れ】

1 利用申請と決定（申請者⇔南房総市）

申請に必要な書類

- ・若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書
- ・若年がん患者在宅療養生活支援事業に係る意見書
※意見書の作成料は利用者負担となります。

申請窓口

- ・健康推進課（三芳保健福祉センター内）

利用決定通知書の送付（南房総市→申請者）

- ・申請内容を審査し、利用決定通知を郵送します。（利用要件を満たさない場合は、利用不決定通知となります。）

2 サービス利用と支払い（申請者⇔事業者）

- ・サービス提供事業者と契約を行い、サービスの利用を開始してください。利用決定を受けた場合、申請日以降の利用分から助成対象となります。
- ・サービス提供事業者から請求された額の全額を、いったん事業者へお支払いください。領収書と明細書（サービス内容・利用回数・金額が記載されたもの）を必ず発行してもらってください。

3 助成金の請求と交付（申請者⇔南房総市）

- ・以下の書類を、南房総市へ提出していただきます。
（助成金の請求は1か月単位となります。）

※サービスを利用した月から1年以内に請求してください。

- ① 若年がん患者在宅療養生活支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② 事業者が発行した領収書の写し
- ③ 事業者が発行したサービス利用に係る明細書の写し
- ④ 振込先が確認できるもの（通帳の写し等）

交付決定及び額確定の通知書の送付（南房総市→申請者）

- ・ご提出いただいた請求書の内容を審査し、助成する額を通知します。

助成金の支払い（南房総市→申請者）

- ・助成金の請求時に指定された口座に振り込みます。（助成要件を満たさない場合は、不交付決定通知を郵送します。）

【お問い合わせ】

南房総市保健福祉部健康推進課

〒294-0813南房総市谷向116番地2

TEL：0470-36-1154

FAX：0470-29-7271

Email:kenkosuisin@city.minamiboso.lg.jp